

平成27年 第10回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：平成27年 6 月 25 日（木）午前10時00分

場 所：教育委員会室

平成27年6月25日

東京都教育委員会第10回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第56号議案

平成27年度東京都教科用図書選定審議会委員の任命について

第57号議案

平成27期東京都立図書館協議会委員の委嘱について

第58号議案

東京都公立学校長の任命について

第29号議案

東京都公立学校教員等の懲戒処分について

1 報 告 事 項

(1) 第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について

(2) 平成28年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の調査研究資料について

(3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について

(4) 「東京都いじめ防止対策推進条例」第11条第4項に規定する調査について

教育長	中井敬三
委員	木村孟
委員	竹花豊 (欠席)
委員	乙武洋匡
委員	山口香
委員	遠藤勝裕

事務局 (説明員)

教育長 (再掲)	中井敬三
次長	松山英幸
教育監	金子一彦
総務部長	堤雅史
都立学校教育部長	早川剛生
地域教育支援部長	前田哲
指導部長	伊東哲
人事部長	加藤裕之
福利厚生部長	高畑崇久
教育政策担当部長	安部典子
教育改革推進担当部長	出張吉訓
特別支援教育推進担当部長	松川桂子
指導推進担当部長	鯨岡廣隆
人事企画担当部長	粉川貴司
(書記) 総務部教育政策課長	壹貫田剛史

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから平成27年第10回定例会を開会します。

本日は、竹花委員から所用により御欠席との届出を頂いています。

本日は、毎日新聞社外6社、個人は13名から取材・傍聴の申込みがございました。また、毎日新聞社外1社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可します。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき、退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、教育委員会室に入退室する際には、大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も退場命令の対象となりますので、御留意ください。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録署名人は、乙武委員にお願いします。

前々回の議事録

【教育長】 前々回5月21日開催の第8回定例会議事録については、先日配布して御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第8回定例会の議事録については、承認を頂きました。

前回6月11日開催の第9回定例会議事録が机上に配布されています。次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認いただきたいと思います。と存じます。

非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第56号から第59号までの議案並びに報告事項（3）及び（4）については、人事等に関する案件ですので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱います。

報 告

（1）第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について

【教育長】 それでは、報告事項（1）第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について、説明を指導部長、お願いします。

【指導部長】 第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について、報告します。

本答申は、去る3月26日開催の定例教育委員会で決定していただいた3点の諮問事項を受けたものです。諮問事項の1点目は教科書の採択方針で、4月23日開催の教育委員会で報告させていただきました。

本日は2点目の諮問事項である教科書調査研究資料についてです。6月10日に開催された第2回教科用図書選定審議会において審議していただき、その審議結果を踏まえての答申がありましたので、本日、ここに報告します。

報告資料（1）を御覧ください。記書き以下が答申内容ですので、読み上げます。

「諮問のあった別冊の教科書調査研究資料は、平成28～31年度使用中学校用教科書の調査研究資料として適切であると認められるので、これに基づいて東京都教育委員会は、教科書の適正な採択を行うとともに、他の採択権者に対しても、これが十分に活用されるよう指導、助言又は援助を行うこと。」という内容です。

答申で適切と認められた教科書調査研究資料がお手元にありますが、400ページ以上となっているため、本日はその抜粋版を用いて説明します。

2ページから3ページにかけて、中学校用教科書調査研究資料の概況をお示しして

あります。調査研究資料は、教科書の内容、構成上の工夫の観点から、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、各教科書の違いが簡潔、明瞭に分かるように、対象となる中学校用教科書66種129冊について調査しました。

内容ですが、教育基本法、学習指導要領の各教科、各学年の目標、東京都教育委員会の基本方針等を踏まえて調査項目を精査し、教科書の内容の特徴を示す項目について調査研究を行い、その結果を数値としてまとめました。さらに、調査項目の中から、学習指導要領の目標等をよく踏まえており、かつ、教科書の違いや特徴などがより明確となる項目を選択し、調査項目の具体的な内容を調査しました。また、構成上の工夫として、各教科書の構成等において特に工夫されている点などについて、その結果を分かりやすくまとめました。

調査結果について、種目が多いため、調査項目が多かった社会科（歴史的分野）を参考に具体的に説明します。

資料の75ページを御覧ください。社会科の歴史的分野について、発行されている8社8冊の教科書が示されています。歴史的分野の調査研究事項をまとめたものが77ページから載っています。「3 教科書の調査研究」の「(1) 内容」の「ア 調査研究の総括表」の中から、教科書の特徴をより明確にするため、更に具体的に調査・研究する事項を選び、教科書でどのように扱われたかを調査しました。その項目を77ページの「イ 調査項目の具体的な内容」にお示ししています。また、具体的に調査研究する事項では、「その他」として、都教育委員会が学習指導要領や都教育委員会の教育目標等に基づいて個別具体的に調査したものです。特に*印が付いた*1から*7の調査項目がそれに当たります。

調査結果について説明します。80ページ、「別紙1」の「調査研究総括表」を御覧ください。縦軸に発行者、横軸に調査項目を掲げ、各項目の調査結果を数値で表しています。表の左から2列目には、「歴史上の人物を取り上げている箇所数」があり、この結果を数値で記載してあります。この項目において、具体的な内容がどのようなものであったかについて調べたものが81ページの「別紙2-1」以下に示したものです。これが歴史上の人物を取り上げている箇所数を具体的に調査した表ですが、歴史上の人物名と主な業績を各時代で区分し、どのような人物が扱われているか、教科書

の記述を具体的に示しています。

「別紙2」では、それぞれの調査項目について、各教科書でどのように扱われているか具体的に取りまとめてあります。これが、以下152ページまで続いています。152ページから「別紙2-7」となり、174ページの「別紙2-13」までが、東京都教育委員会が個別具体的に調査研究をした結果をまとめたものです。

175ページからは、教科書の構成上の工夫を整理したものとなり、「別紙3」としてまとめました。発行者ごとに記述していますが、各発行者の欄の一番上に記載がある「資料等の活用と作業的、体験的な学習活動」について、本日、委員の皆様方のお手元に教科書を用意してあります。既にお送りしている教科書を御覧になっているかと存じますが、お諮りいただく箇所には付箋を貼ってありますので、実際に教科書で調査結果の該当箇所を御覧ください。それぞれの委員の間に1組ずつ置かせていただいていますので、恐れ入りますが、お二人で御一緒に御覧いただきたいと思っております。

あくまでも参考例ですが、主な箇所だけ紹介させていただきます。

東京書籍の教科書の8ページ、付箋の部分を御覧ください。年表等の読み取りなど、基礎的・基本的な技能を身に付けられるよう、「歴史スキル・アップ」という項目を設けています。

教育出版の教科書の21ページを御覧ください。真ん中から上の段にフクロウの絵があって、「読み解こう」とあります。こうした項目を設け、資料を読み取ったり、考え方を深めたりする学習活動を提示する工夫をしています。

清水書院の教科書の12ページを御覧ください。「歴史のとびら」という項を設け、遺跡や資料などで作業的・体験的な学習指導を示しています。

帝国書院の教科書の48ページを御覧ください。各部の終わりに、絵画資料等を通して時代の特色をまとめる工夫をしています。

日本文教出版の教科書の27ページを御覧ください。女の子のイラストがありますが、地図、資料等の内容を読み取る「読み取ろう」という項目を設定して工夫しています。

自由社の教科書の25ページを御覧ください。自由社は、各章の最初に時代を代表するような絵画や資料を用意し、章全体を考察するようなつくりをしています。

育鵬社の教科書の60ページを御覧ください。各時代において、文化遺産等を調べる

「課題学習」というページを設けております。

学び舎の教科書の30ページを御覧ください。学び舎は、章末に「歴史を体験する」という振り返りのページを設けています。

このように、発行者の構成上の工夫に違いや特徴があることを御覧いただけたかと思えます。

以上、簡単ですが、教科書の調査研究に関する資料について説明しました。

なお、教科書の見本は既に委員の皆様にお送りしていますが、教育委員会の執務室等にも展示してありますので、調査研究資料と併せて御覧いただければと思います。

本日、報告した答申について御了承を頂いた後、各区市町村教育委員会及び国立・私立の学校にこの調査研究資料を配布し、他の採択権者に対する指導・助言又は援助のための資料として活用してまいりたいと考えています。

また、今年度採択替えとなる都立中高一貫教育校及び都立特別支援学校の中学部で使用する教科書に関しては、本日お配りした中学校の教科書調査研究資料のほか、都立中高一貫教育校用教科書調査研究資料、都立特別支援学校中学部教科書調査研究資料及び教科書採択資料を作成し、教科用図書選定審議会の意見を聞いた上で、7月の教育委員会で報告させていただく予定です。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願いします。

【教育長】 ただいまの説明に対して、御意見、御質問等がございますか。

【遠藤委員】 先だって教科書を拝見させていただき、本日も内容について御説明いただきましたが、教科書を見ていつも感じることがあります。特に歴史や理科の関係で、これは生徒に分かりやすくということだと思いますが、私は経済人ですので、どうしてもコスト概念というか、豪華で立派な教科書が中学生の教科書として、果たしてふさわしいのかという観点で見えてしまいます。

これは教育委員会とは関わりのないことだと思いますが、私どもは教科書有償交付の時代の人間ですから、学期の初めに親からお金をもらって書店へ教科書を買に行くという時代に育ちました。これを通常の書籍のように有償で保護者に買ってもらう場合は、1冊いくらかかりますか。

現在、教科書代は、基本的には我々の税金で払う形になっています。内容は、教科

書選定委員会等で教員の方々も見ておられると思いますが、そういう観点で議論したことは今までにないと思います。私の個人的な関心かもしれませんが、例えばこの教科書（教育出版：中学社会 歴史）は1冊いくら払っているのか分かりますか。あるいは、公開していないのかもしれませんが、差し支えなければ教えてください。

【管理課長】 今、御覧になっている社会科（歴史的分野）の予定価格ということで、目録には1冊758円となっています。

【遠藤委員】 分かりました。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

では、ほかに御質問、御意見がないようですので、本件について報告として承りました。

（２）平成28年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用教科書の調査研究資料について

【教育長】 報告事項（２）、平成28年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部を含む。）用の教科書の調査研究資料についての説明を、指導部長、お願いします。

【指導部長】 平成28年度使用都立高等学校（都立中等教育学校の後期課程及び都立特別支援学校の高等部で使用する教科書の調査研究資料を作成しましたので、報告させていただきます。報告資料（２）を御覧ください。

今回、調査研究の対象となった教科書は、文部科学省作成の「高等学校用教科書目録（平成28年度使用）」に登載されている文部科学省検定済教科書のうち、平成26年度に行われた教科書検定に新たに合格した外国語（コミュニケーション英語Ⅲ）の1点がありましたので、報告します。要するに、教科書が1点、昨年度、追加で検定に合格したので、そのための資料を作成したということです。

この教科書は、平成25年度の検定で不合格となったものですが、平成26年度に再申請した結果、平成27年3月に検定に合格したものです。

この調査研究は、都立高等学校において使用する教科書の項目についてで、一つは、

先ほどの中学校と同様、内容と構成上の工夫から作成しており、「共通教科」という資料に詳細が記載されています。もう一つは、都立特別支援学校の高等部で使用するもので、「特別支援学校」の資料に調査研究の結果を示しました。この資料を用いて説明します。

まず、「共通教科」の5ページを御覧いただきますと、「外国語（コミュニケーション英語Ⅲ）」となっています。平成28年度に使用される教科書が22点ありますが、今回、調査研究を実施したものは、検定済年が平成27年となっている啓林館の教科書1点です。検定済年が平成26年となっている他の教科書は、既に昨年度に調査研究を実施しているので、その結果をそのまま掲載してあります。

6ページを御覧いただきますと、「2 学習指導要領における教科・科目の目標」等を示してありますが、こうしたことを調査しています。

7ページには、調査項目を具体的に掲載してあります。中学校用と同様、調査研究は「（1）内容」と「（2）構成上の工夫」の2区分で調査研究を行いました。

（1）は調査研究の総括表、調査項目の具体的な内容で、中学校用教科書の調査研究と同じ手法で調査しています。

8ページ、9ページに、調査結果を表したものを総括表としてお示ししていただき、総括表で設定した調査項目ごとの調査です。今回調査したものは、9ページの最下段にある啓林館324番が新たに実施した調査結果です。

10ページからは、「（1）内容」の「イ 調査項目の具体的な内容」として総括表に示したものを個別具体的内容としてまとめたもので、15ページまで記載されています。今回の調査研究を実施した啓林館324番の調査結果は、15ページの最下段にお示ししてあります。

16ページからは、「（2）構成上の工夫」の結果をまとめたもので、19ページまであります。教材や資料掲載の状況、発音記号の状況など、各教科書の工夫された部分を掲載しています。今回の調査結果は、19ページの最下段に、啓林館324番として記載してあります。

高等学校用の「共通教科」の調査研究資料は以上です。

続いて、「特別支援学校」の資料を御覧ください。

1 ページを御覧ください。「参考 特別支援学校高等部調査研究資料の構成（全教科共通）」を記載してあります。2の「（1）内容」と「（2）構成上の工夫」として、同様の手法で調査研究を実施しています。

3 ページを御覧ください。高等学校と同様、「外国語（コミュニケーション英語Ⅲ）」の1点が平成27年度の検定で合格しており、61番の啓林館が追加されています。

そのほかについては、昨年度に調査研究を実施していますので、その結果をそのまま掲載してあります。

調査項目については、障害がある生徒の実態を踏まえ、「内容」及び「構成上の工夫」の2区分で調査研究を行いました。「内容」については、学習の課題や要点が単元の始めや終わりにまとめてあり、障害のある生徒が学習の見通しを持ち、要点を押さえた学習ができるか、こうした観点で調査しました。また、「構成上の工夫」については、例えば文字の大きさが障害のある生徒にとって適切であるか、こうした観点などから調査研究を行い、その結果を数値データとしてまとめたものを4ページから7ページに示してあります。

今回の調査結果については、5ページと7ページの最下段に記載しました。

報告資料（2）の1枚目にお戻りください。教科書調査研究資料の取扱いですが、ただいま説明した教科書調査研究資料は、各都立高等学校等に配布し、各学校に設置した教科書選定委員会において教科書を選定する際の資料として活用します。都教育委員会においては、教科書調査研究資料及び各都立高等学校の教科書選定結果等を総合的に判断し、各都立高等学校等で使用することが適当と認めた教科書を採択してまいります。

なお、高等学校等の教科書調査研究に関連して、平成25年6月27日に議決された都教育委員会の平成26年度使用都立高等学校用教科書についての見解に基づく学校への対応についてですが、本年6月26日の時点で、実教出版の高校日本史A・高校日本史Bの調査研究の結果、国旗掲揚、国歌斉唱などに関わる記述のうち、一部の自治体で公務員への強制の動きがあるとの、都教育委員会の考え方と異なる記述に変更はありませんでしたので、本見解を変更する必要はありません。そこで、平成28年度使用高等学校用教科書についても、各都立学校において、本見解を踏まえ、校長の責任と権

限の下、適正に教科書の選定を行うことを内容とする教育長名の通知を都立学校長宛てに発出してまいります。

簡単ですが、説明は以上です。

【教育長】 ただいまの説明に対して、御意見、御質問等がございましたらお願いします。

【乙武委員】 教科書の調査研究の項目は誰が指定していますか。教育委員会が調査研究の項目を指定しているのでしょうか。

【指導部長】 都教育委員会が作成する研究資料の調査項目は、全て都教育委員会で設定しています。

【乙武委員】 そうすると、「3 特別支援学校の高等部において使用する教科書の調査研究の項目」の「ア 内容」の③、「障害にかかわる記述があるか。」は、なぜ盛り込んだのでしょうか。

【管理課長】 この項目については、英語だけではなく他教科も含めて、例えば車椅子等のことが載っているかなどを調べている項目ですので、ここに載っています。

【乙武委員】 特別支援学校ではない通常の高等学校で使用する教科書の調査項目にはなくて、特別支援学校高等部の生徒は障害について学ぶ必要があるという理解でよろしいでしょうか。

【指導部長】 特別支援学校の生徒が使うものですから、できるだけそうした内容があるかどうかを一つの観点として調査研究したもので、通常の高等学校で使用するものについてはこうした観点は設定していませんが、今後、調査研究を行う上で、そうした記載についても見ていくかどうかは検討していく必要があるかと思います。

【乙武委員】 これは個人の価値観になるかもしれませんが、私自身は、本人たちがこれを教科書上で学ぶかどうかということよりも、むしろ、そういう関わりがない生徒が多く通う学校において、教科書できちんと扱っているかどうかを重視すべきではないかと思ったので、お伺いしました。

次に、3のイの、「①文字の大きさが障害のある生徒にとって適切であるか。」、「②文字量が障害のある生徒にとって適切であるか。」という項目があります。「適切である」というのは、一般の教科書に比べてやや大きいなどのことを意味している

かと思いますが、文字が大きいことによるデメリットが何か生じてくるのでしょうか。

【指導部長】 そうしたことはないと思います。この調査項目は、ここには一括して記載してありますが、都立特別支援学校の中では、例えば、肢体不自由、聴覚障害、視覚障害、病弱などの学校がありまして、それぞれの特別支援学校に観点を合わせながら調査することになっていますので、視覚障害の支援学校では特にこの辺を注意して見るという観点です。

【乙武委員】 なぜそれをお伺いしたかという、恐らく、特別支援学校ではない通常の都立高等学校に通う生徒の中にも、発達障害の傾向がある生徒も多くいると思います。そういう生徒にとっても、文字の大きさ、文字量に配慮がなされた教科書の方が読みやすいだろうと思います。ですので、特にこうすることでのデメリットが生じないのであれば、「2 都立高等学校等において使用する教科書の調査研究の項目」でも同じような調査項目があってもいいのではないかと思います。もちろん、そこでデメリットが多くなるのであれば、どちらにしようかという観点が出てきていいと思いますが、この記載では、通常の教科書はこれです、この教科書で勉強できない人は特別支援学校ですと読まれかねないという思いもあります。この観点が「2 都立高等学校等において使用する教科書の調査研究の項目」にも入ってきていいのではないかという思いで質問させていただきました。

【指導部長】 確かに、通常の都立高等学校の中にも識字障害の生徒や発達障害系の生徒などが在籍しているかと思います。今後、私どもが教科書を調査研究する上で、ユニバーサルデザイン的な考え方に基づいた調査項目を多く入れていく調査研究を行うことが必要かと思っていますので、その辺りは、今後の参考にさせていただきたいと思います。

【乙武委員】 是非よろしくお願いします。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。――よろしゅうございますか。

それでは、本件については報告として承りました。

参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

7月9日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程について、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会は、7月9日の木曜日、午前10時から教育委員会室で開催する予定となっています。

以上です。

【教育長】 日程については以上ですが、そのほかに何かございますか。――よろしゅうございますか。

では、これから非公開の審議に移ります。

(午前10時42分)